2　法第20条第２号の要件への適合性

⑴　第２の１に係る事業

本件海岸区間は、海岸法第３条第１項の規定に基づき岩手県知事により海岸保全区域として指定され、一部を除き漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第６条第４項の規定に基づき漁港区域として農林水産大臣により指定されている。

漁港区域と重複する海岸保全区域の管理については海岸法第５条第３項の規定により、漁港管理者である地方公共団体の長が管理するものとされているところ、当該漁港は漁港漁場整備法第５条の規定に基づく第三種漁港であり、同法第25条第１項第２号の規定により岩手県が管理するものであることから、岩手県知事が海岸管理者となるものであり、漁港区域に接する海岸保全区域の管理については、海岸法第５条第４項の規定に基づく協議がされていることにより、当該漁港の漁港管理者である地方公共団体の長であるところの岩手県知事が海岸管理者となるものであることなどから、起業者である岩手県は、本件海岸事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

⑵　第２の２に係る事業

二級河川の管理は、河川法第10条第１項の規定により都道府県知事が行うものとされており、本件河川区間は同法第５条第１項の規定に基づき岩手県知事が指定した二級河川であることなどから、起業者である岩手県は、本件河川事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

三陸南沿岸は、岩手県宮古市の鮭ヶ崎から宮城県石巻市黒崎までの約873㎞の海岸であり、このうち、岩手県三陸南沿岸大槌漁港海岸安渡地区海岸（以下「安渡地区海岸」という。）は、岩手県上閉伊郡大槌町の南東部に位置する大槌漁港海岸のうち二級河川大槌川水系大槌川（以下「大槌川」という。）河口部の左岸に位置する全長847ｍの海岸である。

また、大槌川は、その源を岩手県上閉伊郡大槌町に位置する高滝森及び白見山に発し、同町の北部を東流し、源水川と合流し大槌湾に注ぐ、幹川流路延長26.7㎞、流域面積115㎢の二級河川である。

三陸南沿岸は、豊かな水産資源と天然の良港に恵まれていることから、多くの港湾や漁港が立地し、豊かな漁場環境を活かした水産業が盛んである。また、大槌川は、その流域に大槌町の市街地を擁し、治水上重要な河川である。しかし、太平洋に面していることから、これまで幾度となく津波による被害に見舞われており、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波等では、多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けている。

三陸南沿岸の海岸保全対策は、平成12年５月に海岸法に基づく、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針が策定されたことを受けて、平成16年３月に三陸南沿岸海岸保全基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波等を受けて平成25年９月に改定され、基本計画に基づく新たな防護水準を目標として、順次、海岸改修が実施されている。また、これと一体となって、河川改修を実施しているところである。

本件事業は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波等のため、津波、高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件海岸区間、本件河川区間（以下これらの区間を「本件区間」という。）及びその周辺において、その被害を軽減し、周辺住民の生命及び財産を保全し、防護水準であるＴ．Ｐ．（東京湾平均海面）＋14.5ｍを確保するために計画された事業であり、本件事業の完成により、新たに設けられた防護水準の堤防が整備されることなどから、津波、高潮による被害の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が、任意で工事実施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても法令で定められている規制基準を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者が任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件区間及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、その他環境省レッドリストの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているカワヂシャ、その他この分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、保全措置の実施により、軽減されるものと予測されており、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波等による被害を受けたことなどから、津波、高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺について、その被害の軽減を図ることを主な目的として堤防等を整備する事業であり、本件事業の事業計画は海岸保全施設の技術上の基準を定める省令（平成16年農林水産省・国土交通省令第１号）、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件海岸事業の施行方法については、堤防を陸側に整備する案（以下「海岸申請案」という。）及び堤防を従前位置に整備する案の２案による検討が行われている。

海岸申請案と他案とを比較すると、取得必要面積が少ないこと、施行延長が短く施工性に優れていること、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、海岸申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本件河川事業の施行方法については、水門を整備する案（以下「河川申請案」という。）及び堤防を整備する案の２案による検討が行われている。

河川申請案と他案とを比較すると、取得必要面積が少ないこと、水中施工で大規模な仮設も必要であり施工性にやや劣るものの、附帯工事が少なく施工期間が短いこと、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、河川申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。